

渋川市商店街街路灯維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、商店街の集客力の強化並びに安全性及び景観の確保を目的として、商店街街路灯の設置及び維持管理をする商業団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 商業団体等 定款、規約等の規定を有しており、商業者等で組織された地域的なまとまりのある団体をいう。

(2) 商店街街路灯 防犯灯、交通安全に効果を上げる街路灯及び商店街区にある街路灯をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、共同で商店街街路灯を設置し、及び改修する事業のうち、補助金を申請した年度内に当該事業が完了するものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、補助対象事業から除くものとする。

(1) 国、県、市等のその他団体が実施する他の助成制度の対象となった事業

(2) 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反する事業

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす商業団体等とする。

(1) 10人以上の会員で組織されていること。

(2) 原則として、共同で10基以上の商店街街路灯を設置し、及び維持管理していること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額及び限度額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新設 補助対象経費の2分の1の額。ただし、商店街街路灯1基につき50,000円を上限とする。

(2) 改修 補助対象経費の2分の1の額。ただし、商店街街路灯1基につき20,000円を上限とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費
商店街街路灯の新設	商店街街路灯の新設に要する経費
商店街街路灯の改修	商店街街路灯の電球の交換に要する経費(LEDのみ)
	商店街街路灯の電球のかさの交換に要する経費
	商店街街路灯のセンサーの交換に要する経費
	商店街街路灯の支柱の補修・更新に要する経費
	商店街街路灯の水銀灯のLED化に要する経費

備考

次に掲げるものは、補助対象経費から除く。

(1) 土地の購入に係る経費

(2) 土地の取得に伴う補償に係る経費

(3) 各種許認可の申請に係る経費

(4) 土地の賃借に係る経費